

平成30年5月28日

職員の不祥事及び懲戒処分について

黒川地域行政事務組合では、次のとおり職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行ったので公表します。

1. 職員処分の内容

- (1) 被処分者 財政課 主事 (28歳) 男性職員
- (2) 処分内容 停職3月
- (3) 処分年月日 平成30年5月26日(土)

2. 事案の概要

被処分者は、交際をしていた女性と別れ話になり、「包丁を突き付け」現行犯逮捕されたものである。

職員の行為は、事情はともあれ、傷害・殺人に及びかねない極めて重大な暴行事件で、地域住民の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、「大きな信用の失墜行為」である。

このことにより懲戒処分を行いましたので、公表します。

3. 理事長のコメント

この度の職員の不祥事につきましては、地域住民の信頼を裏切り、信用を失墜させた重大な行為でありまして、大変申し訳なくお詫び申し上げます。

今後はこのようなことがないように、綱紀粛正、再発防止と信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

黒川地域行政事務組合理事会

理事長 浅野 元

問い合わせ先 総務課

電話：022-345-1541

担当：阿部